

合併後の香川町地域のくらしは……

⑬各種福祉事業は……

- 障害者福祉事業、高齢者福祉事業及びその他の福祉事業は、合併時に高松市の制度に統一します。香川町地域の方も、合併後は、高松市が実施している様々な福祉事業を利用できるようになります。ただし、現在、香川町で実施しているサービスの中で、変更になるものもあります。
- 香川町地域で新しく受けられる主な事業

- ・ 補装具給付費用負担額助成事業
補聴器や車椅子などの補装具の交付を受けたり、修理するときの国の基準に定める自己負担額を助成します。
- ・ 訪問入浴サービス事業
家庭において、寝たきりの身体障害者に訪問入浴サービスを提供し、その費用の一部を助成します。
- ・ 心身障害者（児）扶養共済掛金助成事業
香川県心身障害者扶養共済掛金の一部を助成します。
- ・ 在宅重度障害者訪問診査事業
在宅重度障害者で、地理的条件等で受診の機会が少ない方を対象に、医師等を派遣して診査や更生相談を行います。

- ・ 紙おむつ給付事業
一定の要件を満たす障害者（児）及び寝たきり高齢者等に1か月60枚の紙おむつを給付します。
- ・ 福祉タクシー事業
一定の要件を満たす障害者（児）及び65歳以上で要介護認定を受けている市民税非課税の在宅の高齢者にタクシー券を交付します。
- ・ 在宅重度障害者介護見舞金支給事業
一定の要件を満たす在宅の重度障害者を介護している方に月額6,000円の介護見舞金を支給します。

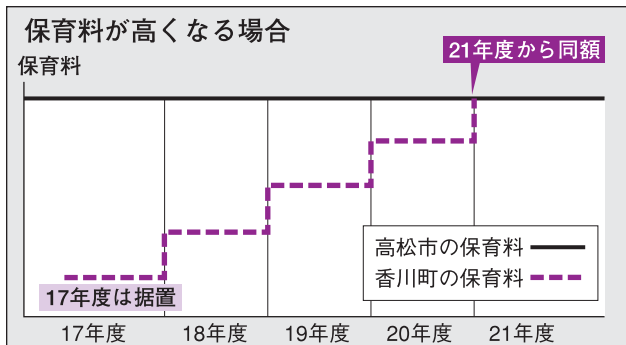


● 香川町地域で変更になる主な事業

心身障害者医療費助成事業、軽度生活援助事業、高齢者入浴助成事業、福祉金等支給事業等

⑭保育料は……

- 保育料については、平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度から高松市の制度に統一します。ただし、保育料が高くなる場合は、平成18年度から3年かけて、高松市の保育料と同額になるよう、段階的に調整します。



- 第3子以降の保育料減免事業については、合併時に高松市の制度に統一します。

第3子以降の減免後の保育料

年齢	階層	高松市	香川町
3歳未満児	B～D6	0円	0円
3歳以上児	B～D2	0円	減免なし
	D3～D6	金額表の1/2	

⑮さわやかセンターは……

- 香川町保健福祉総合センター（さわやかセンター）は、市町村保健センターとして高松市に引き継ぎます。



さわやかセンター（香川町）



乳幼児健康診査（香川町）

24-13
環境対策事業 ↓ 16

環境対策事業については、高松市の制度に統一する。

香川町地域のごみの収集方法等については、合併年度及びこれに続く2年度については、現行のとおりとする。

香川町指定のごみ袋については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、香川町地域において、使用できるものとする。

ごみ処理事業(手数料)に係る香川町地域の家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物、臨時・粗大ごみ、資源ごみ、動物の死体及び自己搬入手数料については、合併年度及びこれに続く2年度については、現行のとおりとする。

香川町地域の既存のごみステーションについては、現行のとおりとする。

衛生組織団体活動推進事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。



ごみ収集(高松市)

香川町が実施している航空機騒音調査については、平成18年度まで、現行のとおりとする。

香川町の下倉貯留槽については、し尿中継用貯留施設として継続して使用する。

24-14
商工・観光関係事業

商工・観光関係事業については、高松市の制度に統一する。

香川町商工会に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度については、現行のとおり実施する。

合併時において、香川町の企業立地促進条例に基づき、助成金の交付を受けている企業については、助成期間が満了するまでの間、現行の香川町の制度を適用する。

香川町の観光関連団体補助については、現行のとおり継続する。

合併時までに償還を終わっていない香川町の勤労者住宅融資資金貸付制度に基づく融資に係る預託については、高松市が引き続き実施する。

24-15
農林水産関係事業

農林水産関係事業については、高松市の制度に統一する。

香川町が実施している農業機械銀行受託者機械導入補助、営農施設等整備事業補助及び地区農業振興推進協議会の委員手当としての報償金につ

いては、合併年度は現行のとおりとする。

香川町が実施している農業機械銀行、地区農業振興推進協議会、酪農研究会、香川町養鶏組合、園芸団体及び農業経営者協議会の活動に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度については、実施する。

香川町が実施している有害鳥獣駆除対策補助事業に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施する。

香川町の林道については、高松市の林道として引き継ぐ。

香川町の農林施設については、高松市に引き継ぐ。

香川町の農林漁業公庫資金償還金については、高松市が引き継ぐ。

香川町の「ふるさと物産まつり」については、現行のとおり実施する。



ふるさと物産まつり(香川町)

24-16
建設関係事業

建設関係事業については、高松市の制度に統一する。

香川町地域の用途地域については、現行のとおりとする。

香川町地域の開発行為等の許可基準については、現行のとおりとする。香川町が認定している町道については、高松市の市道として引き継ぐ。

合併時において、香川町地域で継続中の道路新設改良事業に係る土地買収単価については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、現行のとおりとする。

急傾斜地崩壊対策事業に係る香川町地域での採択基準及び事業費負担区分については、現行のとおりとする。水防対策に係る香川町住民への周知方法については、現行のとおりとする。

24-17
交通関係事業 ↓ 17

交通関係事業については、高松市の制度に統一する。

ただし、香川町地域における交通傷害保障の保険期間については、合併時までに調整するものとする。

香川町地域における町営バスの運行については、現行のとおり高松市に引き継ぐ。

合併後の香川町地域のくらしは……

⑩ごみの収集は……

- 香川町地域のごみの出し方（分別）や収集方法等は、平成19年度までは現行のとおりとし、平成20年度から高松市の制度に統一します。
- ごみ袋については、合併時に高松市が指定するごみ袋に統一します。なお、現在、香川町で使用している町指定ごみ袋については、平成19年度までは香川町地域において使用できます。
- 香川町地域のごみを出す場所（ごみステーション）は現行のとおりです。

高松市の指定収集袋（10枚1組）

- ・大（40ℓ相当）400円
- ・中（30ℓ相当）300円
- ・小（20ℓ相当）200円
- ・特小（10ℓ相当）100円



指定収集袋取扱店には左のシールが掲示されています。

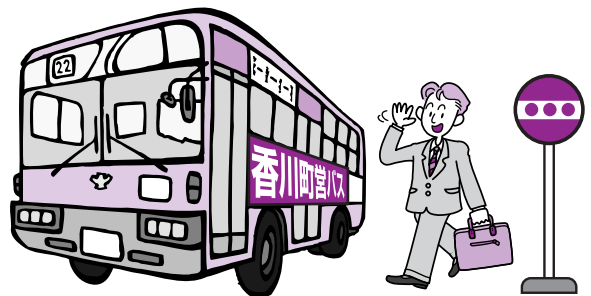


●高松市の家庭ごみの分別区分と出し方

分別区分	手数料	ごみ袋・出し方
燃やせるごみ	有料	高松市指定収集袋
破碎ごみ	有料	高松市指定収集袋
有害ごみ	無料	透明ポリ袋
缶・びん・ペットボトル	無料	乳白色・半透明ポリ袋
紙・布	無料	布は乳白色・半透明ポリ袋
プラスチック容器包装	無料	乳白色・半透明ポリ袋
臨時・粗大ごみ	有料	有料シール制による個別収集

⑪町営バスは……

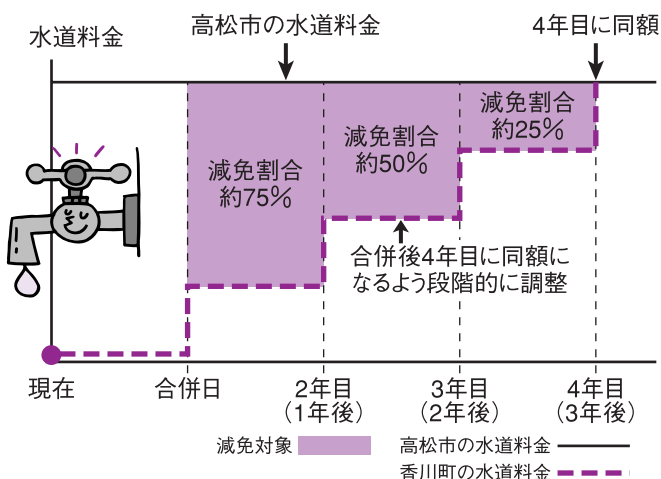
- 香川町の町営バスの運行は、現行のとおり高松市に引き継ぎます。



⑫水道料金は……

- 香川町地域の水道料金は、高松市の料金に統一します。
香川町地域の全体の約54%は水道料金が安くなりますが、1か月の水道料金が高くなる場合は、急激な負担の増加をさけるため、合併後4年目に高松市の水道料金と同額となるように3年かけて段階的に調整します。
調整方法は、水道料金の増加額について、合併後、1年目は概ね75%、2年目は50%、3年目は25%を減免します。

●1か月の水道料金が高くなる場合



●水道料金の比較(メーター口径13mmの場合)

1か月の使用水量(m)	高松市(円)	香川町(円)	差額(円)
0	1,050	810	240
5	1,260	810	450
10	1,470	1,440	30
15	2,152	2,280	△128
19*	2,698	2,960	△262
20	2,835	3,120	△285
25	3,885	3,960	△75
30	4,935	4,800	135
50	9,135	8,160	975
100	19,635	16,560	3,075

※印は、香川町の平均使用水量です。

24-18
上水道事業 ↓ 18

香川町の上水道事業については、高松市の上水道事業に統合する。

水道料金、給水装置新設等負担金、手数料及びその他上水道事業に係る事務等については、高松市の制度に統一する。

ただし、香川町地域において、1か月の水道料金が増加するものについては、合併後4年目において、高松市の水道料金と同額になるよう、段階的に調整するものとする。

※この項目の説明は13ページにあります。

24-19
下水道事業 ↓ 19

下水道事業については、高松市の制度に統一する。

香川町の公共下水道事業については、高松市の事業として引き継ぐ。

水洗便所改造資金支援制度により、香川町で合併時までに融資をあつせんされた者については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行の香川町の制度を適用する。

香川町地域における汚水ますの設置については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行のとおりとする。香川町の排水設備設置助成の取扱については、合併時までに調整する。

24-20
消防防災関係事業

消防防災関係事業については、高松市の制度に統一する。

香川町の防災センターについては、高松市の防災センターとして引き継ぐ。

香川町の防災行政無線については、高松市においてシステムの更新等を行うまでの間、現行のとおり運用する。戸別受信機の経費負担については、合併時までに調整する。



防災行政無線(香川町)

24-21
学校教育事業 ↓ 20

学校教育事業については、高松市の制度に統一する。

香川町の公立学校については、高松市の公立学校として引き継ぐ。

香川町地域で実施している幼稚園児通園援助、小学校児童通学援助及び中学校生徒通学援助については、現行のとおり継続する。



町営バスを利用し、通学する児童(香川町)

香川町地域の学校給食及び奨学制度等の支援制度については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

香川町地域の学校給食及び幼稚園給食については、香川町の学校給食センターにおいて実施するものとし、給食配送方法については、合併時までに調整する。

香川町地域における小学校の学校行事等参加補助及び中学校の部活動に伴う体育館使用料については、現行のとおりとする。

香川町地域における修学旅行等補

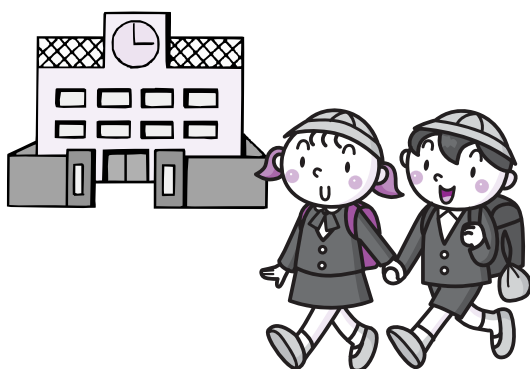
助、クラブ・部活動等補助及び学校生活支援事業については、合併年度は現行のとおりとする。

香川町地域における中学校新人・総合体育大会補助及び中学校の学校行事等参加補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。

香川町地域における英語指導助手派遣については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行のとおり実施する。

香川町地域の幼稚園授業料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の授業料と同額になるよう、段階的に調整する。

香川町地域の幼稚園授業料の納付方法等については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。



合併後の香川町地域のくらしは……

19 下水道は……

- 香川町の公共下水道事業は、高松市の事業として引き継ぎます。
 - ・下水道使用料は、合併時に高松市の制度に統一します。

	高松市	香川町
平均下水道使用料（月額）	1,874円	2,050円

※下水道使用料は、水道料金と合わせて徴収されます。

- ・受益者負担金は、合併時に高松市の制度に統一します。

	高松市	香川町
対象地積1㎡当たり負担金	150円	500円

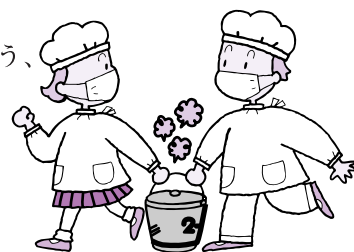
20 学校教育事業は……

●幼稚園授業料

平成17年度は現行のとおりとし、平成21年度から高松市の授業料と同額になるよう、平成18年度から平成20年度までの3年間で段階的に調整します。

●学校給食

平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度から高松市の制度に統一します。



	給食費（1食分）	
	高松市	香川町
幼稚園（※注）	該当なし	201円
小学校低学年	210円	226円
小学校中学年	225円	
小学校高学年	240円	270円
中学校	260円	

※注
幼稚園給食については、高松市では現在実施していませんが、香川町地域においては、現行のとおり実施します。給食費は、現在の額を基本に、合併後、両市町で調整します。

●遠距離通学者等に対する助成

香川町地域で実施している幼稚園児通園援助、小学校児童通学援助、中学校生徒通学援助は、現行のとおり継続します。

●香川町地域で新しく受けられる主な制度

制度名	対象者	内容
奨学金支給制度	市内に住所を有し、成績優秀かつ向学心の盛んな生徒で、家庭の経済的理由のため高等学校等への進学が困難な者	支給金額 9,000円/月
高等学校等入学準備金貸付制度	市内に住所を有し、高等学校等に入学を希望する生徒の保護者で、入学準備金の調達が困難な者	貸付限度額（無利子） 国・公立学校 100,000円以内 私立学校 150,000円以内 返還方法 6か月据え置きの後、25か月以内の割賦弁済
私立幼稚園就園費補助	市内に住所を有し、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの園児の保護者で、市民税が102,100円を超える世帯	補助額 年額27,600円（途中入園の場合は月割）
第3子以降の幼稚園授業料等の軽減・助成制度	同一保護者が、現に養育している3人以上の児童のうち、その出生の順番が第3番目以降であり、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの園児の保護者	補助額 市民税の課税額により、6階層に分け、就園奨励費の限度額を超えない金額（途中入園の場合は月割）

●香川町地域で変更になる主な制度

修学旅行等補助、クラブ・部活動等補助

→ 平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度から廃止します。

中学校新人・総合体育大会補助

→ 平成20年度までは現行のとおりとし、平成21年度からは県大会を除く新人・総合体育大会の輸送費の一部と、四国・全国総合体育大会の交通費の全額を補助します。

24-22
社会教育事業 ↓ 21

社会教育事業については、高松市の制度に統一する。

香川町の子ども会活動の促進、PTA活動の促進及びスポーツ団体育成事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

香川町の学校週5日制関連地域づくり事業、子ども会交流大会、わんぱく寺子屋、凧揚げ大会及び卓球大会については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、現行のとおりとする。

香川町地域の校区子ども会、体育協会及びスポーツ少年団への補助については、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の制度に統一するよう、段階的に調整する。

香川町の公民館については、高松市に引き継ぐ。

香川町の公民館の取扱い及び開館時間・使用料等については、合併時までに調整する。

香川町地域の開放学校体育施設及び開放時間については、現行のとおりとする。

香川町地域の体育施設の利用時間については、現行のとおりとし、使用料については、高松市の例により、現行の町内在住者の使用料に統一する。

香川町地域の体育施設の減免措置については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。

スポーツフェスティバル(香川町)



香川町総合体育館

24-23
文化振興事業 ↓ 22

文化振興事業については、高松市の制度に統一する。

香川町の文化財保存等事業に係る補助については、現行のとおりとする。

香川町の「ふるさと歴史探訪」については、現行のとおり実施する。

香川町文化協会に対する補助については、合併時までに調整する。



ふるさと歴史探訪(香川町)

24-24
その他の事業

○外部監査制度

外部監査制度については、高松市の制度を適用する。

○市・町民褒章制度

市・町民褒章制度については、高松市の制度に統一する。

ただし、香川町の名誉町民については、香川地区の名誉町民として継承するものとし、待遇の内容については、合併時までに調整するものとする。

○情報公開制度

情報公開制度については、高松市の制度に統一する。

○水問題対策

水問題対策については、高松市の制度を適用する。

○契約制度

契約制度については、高松市の制度に統一する。

○女性政策

女性政策については、高松市の制度に統一する。

ただし、香川町地域の女性団体に対する補助については、合併年度及び合併年度の翌年度に限り、現行のとおりとする。

○葬斎関係事業

葬斎関係事業については、高松市の制度に統一する。

ただし、香川南部葬斎場組合の施設の使用及びやすらぎ苑葬については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、住民サービスの変化を来さないことを基本に、合併時までに調整するものとする。

香川町営墓地の永代使用料等については、現行のとおりとする。

○青少年健全育成事業

青少年健全育成事業については、高松市の制度に統一する。

ただし、香川町地域における青少年健全育成事業については、合併年度に限り、現行のとおりとする。

なお、香川町地域における不登校対策(適応指導教室事業)については、現行のとおりとする。

25
建設計画

建設計画については、別冊のとおり定める。

※18・19ページは建設計画の抜粋です。



高松市と香川町の合併によるまちづくりプラン(建設計画)

合併後の香川町地域のくらしは……

① 社会教育事業は……

- 成人式は、高松市の制度に統一します。

	高松市	香川町
実施日	成人の日	8月15日
実施場所	サンポートホール高松(平成17年)	香川町総合体育館(毎年)

- 香川町地域で新しく始まる主な事業

事業名	内容
子ども農園	子どもが土に親しみ農作物を育てる喜びと勤労の尊さを体験することにより、健康で情操豊かな子どもの成長を図るため、子ども農園開設に対する補助を実施。 ・補助基準 年額50円/㎡
新春子どもフェスティバル	親子の人間関係や友達との友情を育て、健康で明るい子どもの成長と子ども会活動の発展を図るため実施。 ・開催時期 毎年2月の第1日曜日 ・開催場所 中央公園など ・主な内容 すもう大会、ドッジボール大会、かるた大会など
フットベースボール大会	子どもの健康増進を図るとともに、友情、団結等を培うため、校区対抗子ども会フットベースボール大会を実施。 ・開催時期 毎年8月中旬 ・開催場所 西部運動センター

- 香川町地域で変更になる事業

学校週5日制関連地域づくり、子ども会交流大会、わんぱく寺子屋、凧揚げ大会、卓球大会

→平成19年度までは現行のとおりとし、平成20年度から廃止します。

② 文化振興事業は……

- ひょうげまつり、祇園座などの香川町の文化財保存事業に係る補助については、現行のとおりです。

サンクリスタル高松
(歴史資料館、高松市図書館、菊池寛記念館)



ひょうげまつり(香川町)



祇園座(香川町)



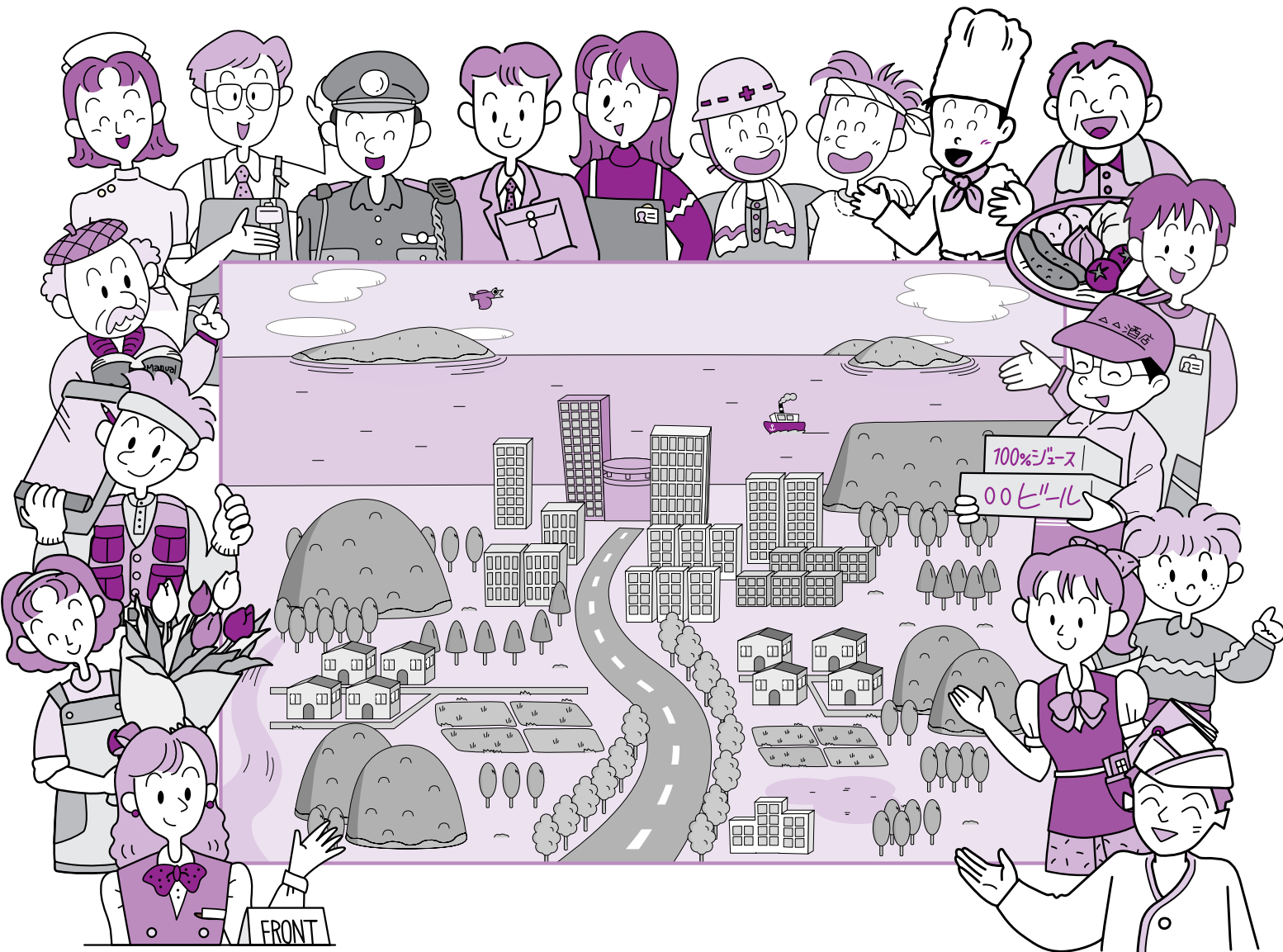
高松市美術館

高松市と香川町の合併による まちづくりプラン（建設計画）

合併による新しいまちづくりの理念

これまでの両市町のまちづくりの歩みを尊重し、地理的条件、都市機能や産業基盤、多様な地域資源や地域特性を生かしながら、地域全体の魅力や個性を一層高め、豊かで持続的発展が可能な地域社会、文化的で快適な生活が営める都市の創造を目指します。

また、みずからの判断と責任で、まちづくりを実践できる自立性の高い自治体を目指します。このため、合併により、行財政基盤の充実強化を図り、一体的、効率的な行政を進め、多様化、高度化する住民ニーズや社会経済環境の変化に適切に対応した住民サービスと住民福祉の一層の向上を図ります。



※香川町地域のまちづくりについては合併協議会だより第6号に掲載されていますのでご参照ください。

新しい高松市の都市づくり

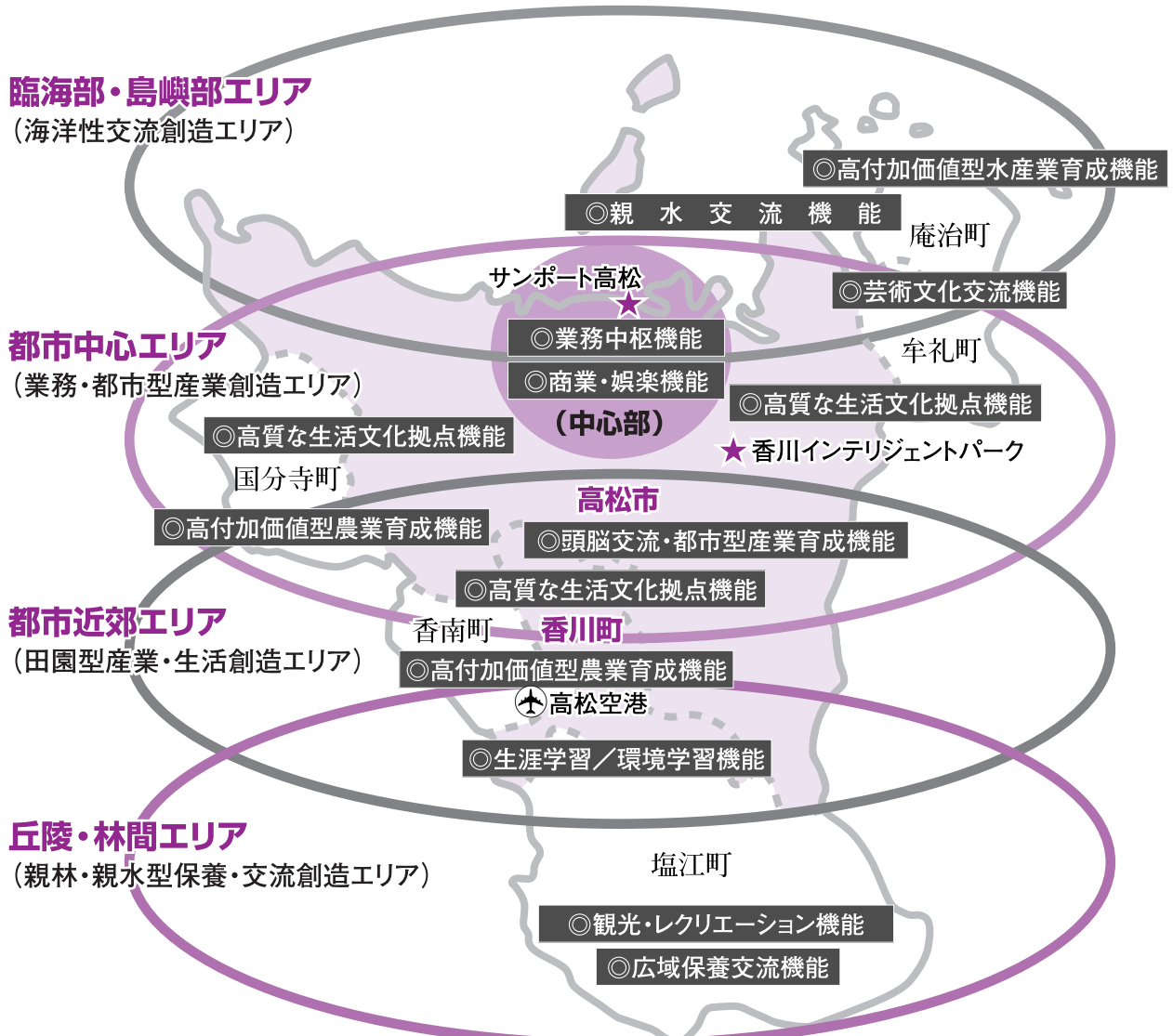
◇将来構想を展望した都市づくりの方向

- (1) 道州制における州都機能の確保を視野に入れた中枢性、拠点性を発揮できる都市づくり
- (2) 市民が住みやすく、いつまでも住み続けたいと思える都市づくり
- (3) 地域の特性、特色を生かし、地域バランスに配慮した都市づくり
- (4) 多様で幅広い交流を展開する都市づくり
- (5) 新しい時代をリードし、地域発展を支える産業を育てる都市づくり
- (6) 地域みずからが主体的に取り組む自立した都市づくり

将来都市構想における望ましい都市像

21世紀の四国の州都を展望した風格ある環瀬戸内海圏の中枢・中核拠点都市／グレーター高松の創造
 — 海・街・山と 人が融け合う 元気なまち・高松 —

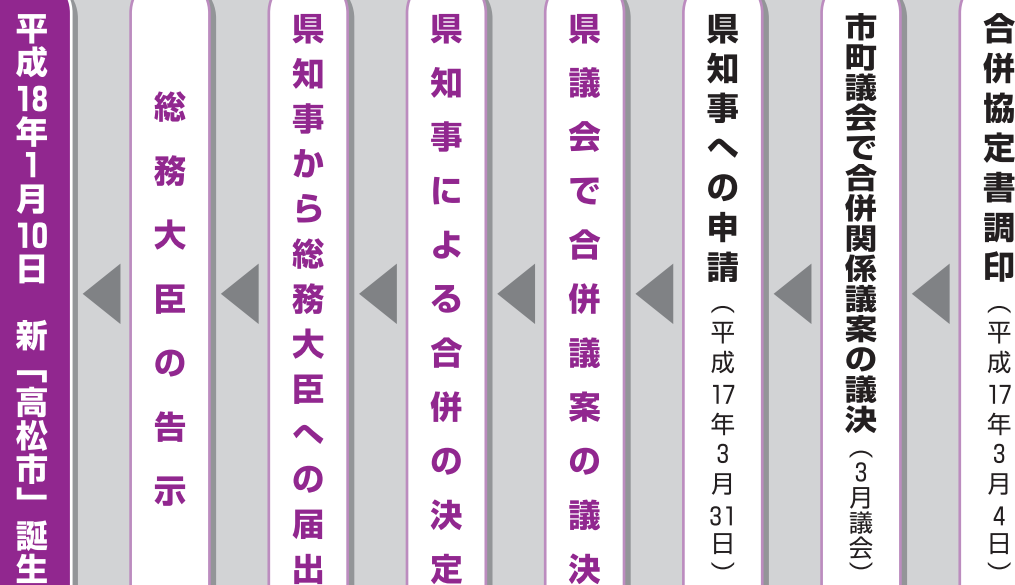
エリア別の機能整備（まちづくり）のイメージ図



◎は特に重点的な育成が図られるべき機能

合併までの流れ

合併協定書調印後、合併に至るまでの必要な手続き等は、次のとおりです。



第15回会議

開催日／平成17年1月24日（月）

開催場所／香川県自治会館

■確認された事項

協議第43号・第46号～第55号・第28号

- 農林水産関係事業
- コミュニティ施策
- 児童福祉事業
- 環境対策事業
- 建設関係事業
- 下水道事業
- 社会教育事業
- 文化振興事業
- その他の事業
- 女性政策
- 契約制度
- 葬斎関係事業
- 建設計画

第16回会議

開催日／平成17年2月3日（木）

開催場所／高松市役所

■確認された事項

協議第56号

- 合併の期日
- 決定された事項
- 協議第16号
- 合併協定書

※第15回、第16回会議で確認された事項は合併協定書に反映されています。

Information



ホームページには、合併に関する様々な情報を掲載していますので、ぜひアクセスしてみてください。

ホームページアドレス：

<http://www.citytakamatsu-townkagawa.jp>

E-mail：t8047@city.takamatsu.lg.jp

会議資料等の閲覧について

合併協議会事務局と高松市役所、香川町役場のほか、ホームページでも会議資料や会議録をごらんいただけます。

